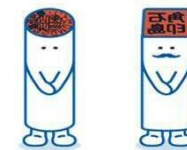


事業者の皆さま向け

電子契約のご利用について

GMOグローバルサイン・ホールディングス
電子契約事業部

電子印鑑なら
GMOサイン



本動画でご説明する内容

会社紹介

- 1 電子契約とは
- 2 契約締結の流れ
- 3 電子署名の確認方法
- 4 困った時は



会社紹介



GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社

本社所在地	東京都渋谷区桜丘町26-1 セルリアンタワー
事業内容	クラウドホスティング及びセキュリティサービスを中核とした 各種インターネットソリューションの開発・運用
代表者	青山 満
設立	1993年12月
資本金	9億1,690万円(2019年12月)
従業員数	社員932名(2019年12月)
株式	東京証プライム(証券コード 3788)
加盟団体(抜粋)	日本ネットワークセキュリティ協 会 トラストサービス推進フォーラ ム デジタルトラスト協議会



クラウド・ホスティング、セキュリティ事業をはじめ、
幅広いラインナップでお客様のビジネスを支えています。

クラウド・ホスティング事業

- ・ 販売実績24年
- ・ ITインフラ提供実績 国内最大級11万社以上

セキュリティ・電子認証事業

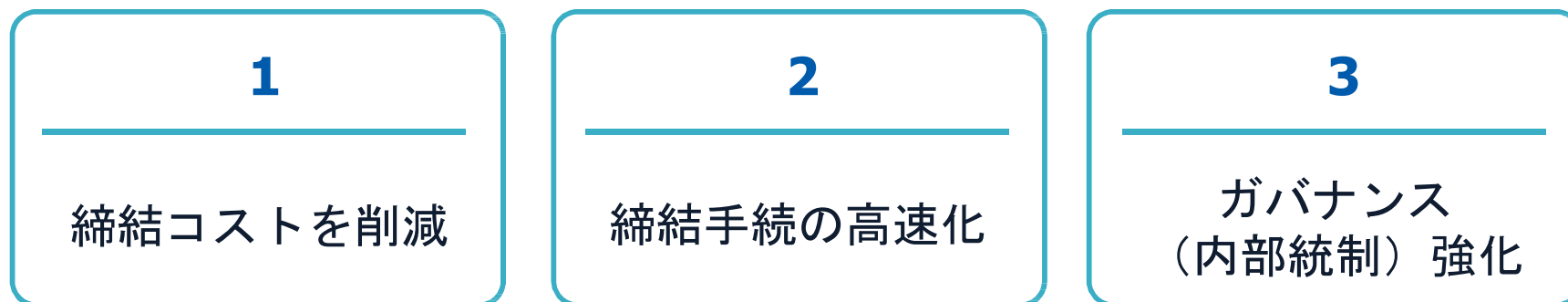
- ・ 電子証明書発行実績累計 2,500万枚以上
- ・ SSLサーバ証明書発行実績 440万枚以上
- ・ 国内シェアNo.1 / 海外シェアNo.3



1 電子契約とは



電子契約の主なメリット



	紙の契約	電子契約
形式	紙の書面	電子データ (PDF)
押印	印鑑orサイン	電子署名
送付	送付・持参	インターネット
保管	書棚	サーバー
印紙	必要	不要
証拠力	あり	あり

全国 50以上の公共団体で導入中 200以上の自治体で実証実験を実施

導入団体



(2023年6月時点)

【関東】

東京都 (産業労働局)

東京都・渋谷区
東京都・足立区

神奈川県

神奈川県・川崎市
神奈川県・横須賀市
神奈川県・茅ヶ崎市
神奈川県・小田原市
神奈川県・秦野市
神奈川県・綾瀬市
埼玉県・坂戸市

群馬県

【中部】

静岡県

愛知県・豊田市
新潟県・三条市
福井県・坂井市
三重県・いなべ市
三重県・菰野町

【近畿】

滋賀県・長浜市
大阪府・豊中市
大阪府・東大阪市

大阪府内の 共同調達に参加の自治体

兵庫県・たつの市
兵庫県・宍粟市
兵庫県・伊丹市
兵庫県・宝塚市

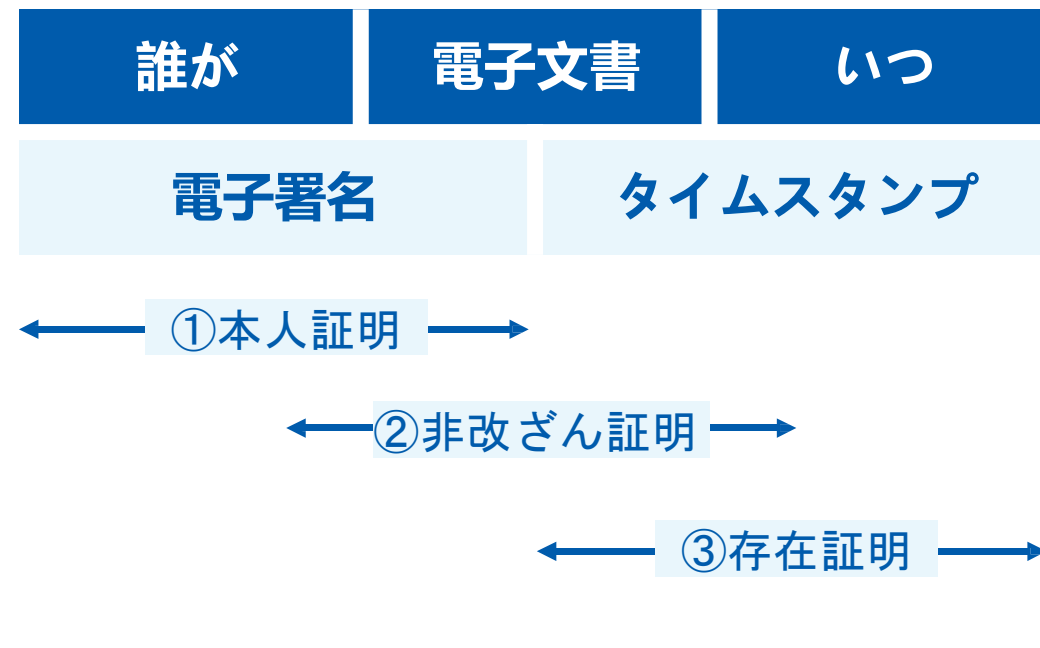
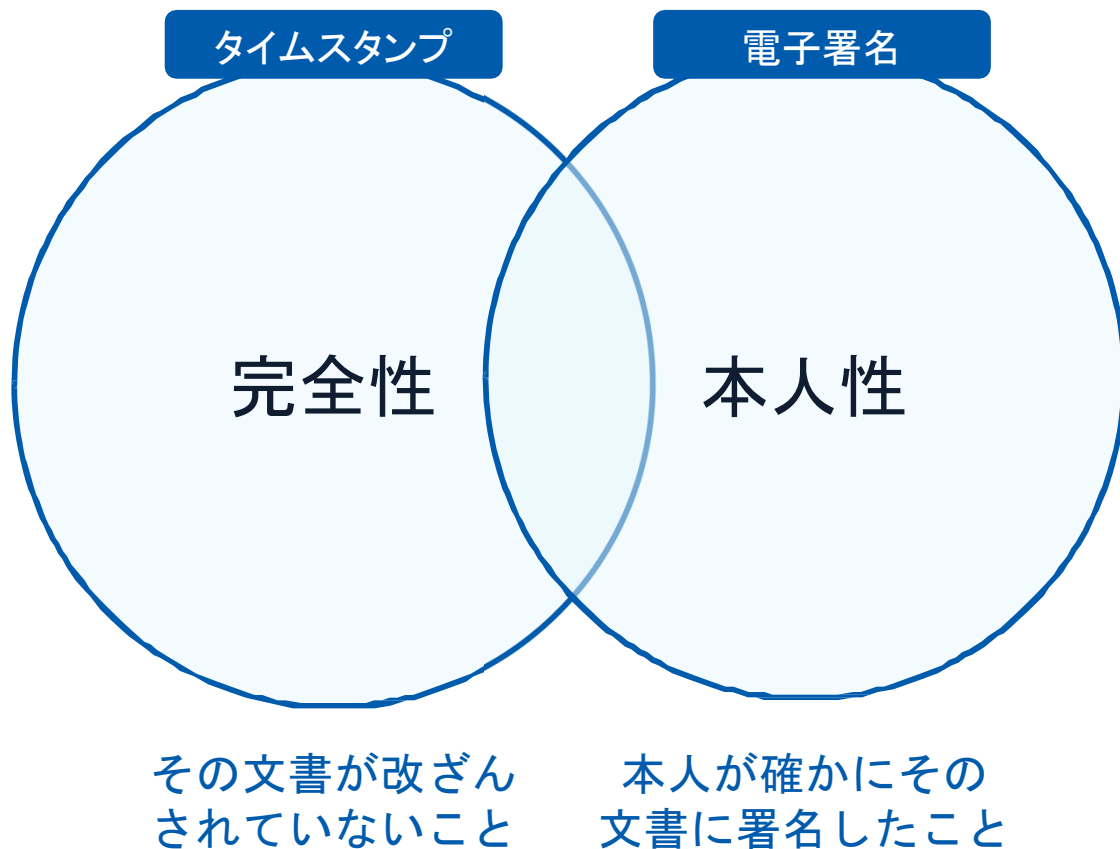
【中国・四国】

鳥取県 (OEM提供)
山口県

【九州】

福岡県・福岡市
佐賀県
大分県
鹿児島県・奄美市

電子契約とは 法的効力を証明する仕組み



3つがそろうことで、
法的効力の高い電子契約となる

電子契約は、電子帳簿保存法第2条5号「電子取引」に該当し、その電磁的記録の保存については、同7条の要件に従う必要があります。

	電子帳簿保存法第7条の要件	GMOサインの対応状況
① 措置	①タイムスタンプが付与されたデータを授受 ②受領後2カ月と概ね7営業日以内にタイムスタンプの付与 ③データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを採用 ④訂正削除の防止に関する事務処理規定を策定、運用、備え付け 上記いずれかの方法を充足する必要がある (施行規則4条1～4項)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本データ通信協会の認定タイムスタンプの押印 ・認証事業者発行の電子証明書による電子署名による情報確認 GMOサインは左記のうち①を充足している
② 場所	国税に関する法律が定める「保存場所」(規則2条2項2号) ※電磁的記録が「保存場所」外のサーバーにある場合であっても、ディスプレイに出力できれば「保存場所」に保存されているものと取り扱われます。	システムから電子契約をディスプレイに出力
③ 期間	国税に関する法律が定める「期間」 法人事業者の場合、7年間 (欠損金の繰越控除をする場合は最長で10年間)	保管期限は無期限
④ 保存	1) <u>見読性の確保</u> (規則2条2項1号イ) 2) システム概要書類の備付(規則2条2項1号ロ) 3) <u>検索機能</u> (規則6条6項4号1) ※検索要件(取引年月日、取引先、取引金額)	1) ディスプレイ上・書面上で出力が可能 2) サービスサイト上に掲載 3) 取引先、取引年月日、取引金額等により検索が可能

2022年1月の電子帳簿保存法改正によりGMOサインのシステムは「優良」の区分に該当します

電子契約システムでメール認証などを行い
契約当事者間の同意に基づく
サービス事業者(立会人)の電子証明書(※)で署名



受注者はインターネット環境と電子メールアドレスがあれば利用可能。費用負担もありません。

※電子証明書: 電子申請の際、申請者が送信する電子データが原本であること、改変されていないことを証明するためのもの

5つのポイント



身元確認済み電子証明書

国内シェア**No.1**の電子認証局と連携

全世界で2500万枚の発行実績がある証明書発行システムと直接連携。国際的な審査基準（WebTrust）を満たす電子認証局を子会社にもつ当社だからこそ実現できる信頼性を提供します。



Adobe Approved Trust List

Adobe認定のルート証明書を採用

Adobe社より要求される厳格な技術要件を満たす信頼性の高いルート証明書を使用。Adobe Readerでも簡単に電子署名の有効性を検証でき、締結相手方にも安心いただけます。



税務対応も安心

電子帳簿保存法に標準対応

税法上で要求される検索機能や見読性を標準実装。締結済みの電子契約を紙に印刷することなくそのまま長期保存が可能。



タイムスタンプ

認定タイムスタンプを標準付与／各種法令にも適合

セイコーソリューションズ社の認定タイムスタンプを標準付与。時刻保証とともに非改ざん性も担保。e文書法や電子帳簿保存法などの各種法令にも対応。



立会人型電子署名に対応

費用の負担無しで締結が可能

電子契約事業者名義の電子証明書を利用して署名を行うので相手方の費用負担がありません。また、メール認証だからスピーディに契約締結。

安全性



WAF (Web Application Firewall)

不正な攻撃からシステムを保護



セキュリティ診断

外部のセキュリティ専門業者による
ぜい弱性診断を定期的を実施



専用環境 (HSM) で署名鍵保管

すべての署名鍵は、堅牢な環境で
生成・保管し、不正利用を防止



ファイル暗号化

1つ1つの契約データごとに
個別の暗号化を実施し安全に保管



通信の暗号化

SSLにより通信を暗号化し
盗み見や改ざんを防止



データバックアップ

すべての契約データを毎日バックアップ
日次でバックアップしているほか
月次・年次でもバックアップを実施

信憑性



WebTrustの厳格な審査をクリア

システムで使用する電子証明書は
国際的な電子商取引保証基準に準拠



セキュリティ基準 ISMS取得済

情報セキュリティマネジメントシステム
ISO27017

内部統制



操作ログ管理機能

契約文書の閲覧やダウンロードなど
各種操作を保存しており追跡が可能



多要素認証・IP制限・SSO

ワンタイムパスワードなど、高度な認証方法に
より社外からの業務外のアクセスや
情報漏洩対策も万全

サポート



連絡窓口

電話・メール・ウェブフォーム
ウェブ会議システム・ウェブチャット

2 契約締結の流れ



はじめに：事業者様に次のような署名依頼メールが届きます

メール件名：「富田林市様より△△契約への署名依頼が届いています」

メール差出元：「電子印鑑GMOサイン [<noreply@gmosign.com>](mailto:noreply@gmosign.com)」

操作手順

- 1 メール内の「文書を確認する」をクリックします。
- 2 ブラウザ上に、文書の内容が表示されます。

- ア 自治体に申請されたメールアドレス宛に、契約書の確認依頼のメールが届きます。
- イ メールの件名等は、上記に記載のとおりとなります。
- ウ メールが届きましたら、URLより速やかに電子契約サービスにアクセスし、契約書の内容の確認をお願いいたします。
- エ 確認して問題がなければ、署名を行ってください。仮に問題があった場合は、お手数ですが、至急各自治体までご連絡をお願いいたします。

文書を確認します

操作手順

- 1 文書内容を確認します
- 2 内容に問題が無ければ、「完了」を押します。
- 3 【完了する】をクリックするとメッセージが表示されますので、問題なければ【署名手続きを完了する】をクリックして署名完了です



不可視署名について

- 印影の不要な「不可視署名」となります。
- 印影のある署名（可視署名）と同様に契約締結でき、電子文書の証拠や安全性も確保できます。

複数の文書がある場合、文書表示枠の上部のタブをクリックすることで文書を選択することが可能です

The screenshot displays a web interface for document management. At the top, there are three tabs: "機密保持契約書" (Confidentiality Agreement), "業務委託契約書" (Business Commission Agreement), and "送付状" (Delivery Statement). The "機密保持契約書" tab is selected and highlighted with a red box. Below the tabs, the document viewer shows a document titled "機密保持契約書". The document content includes a title, a preface, and Article 1 (Confidential Information). A callout bubble with a blue border and white background points to the tabs, containing the text "拡大表示もできます。" (Expanded view is also possible).

製品管理システム開発発注

1 機密保持契約書 2 業務委託契約書 3 送付状

文書 1 (1/3)

機密保持契約書

☰ チェックリスト 1

リストを押すと該当箇所へ移動します。

署名 1

テキスト入力 1

テキスト入力 2

テキスト入力 3

必須項目: 0/3 完了する

機密保持契約書

株式会社サンプル（以下「甲」という。）とウケオイ株式会社（以下「乙」という。）とは、添付別紙に定める目的（以下「本目的」という。）のために、甲または乙が相手方に開示する情報の秘密保持に関し、以下のとおり本契約を締結する。

第1条（秘密情報）

1 本契約において「秘密情報」とは、本契約締結日以降、本目的のために甲または乙が相手方に開示する一切の情報をいう（以下、秘密情報を開示した者を「開示当事者」、秘密情報を受領した者を「受領当事者」という。）。開示当事者は、書面にて秘密情報を受領当事者に開示する場合には、その書面上に秘密である旨を表示するものとし、口頭にて秘密情報を受領当事者に開示する場合には、開示の際に開示される情報が秘密である旨を示し、開示以降15日以内にその内容を書面化して受領当事者に提供するものとする。

2 前項にかかわらず、受領当事者が以下のいずれかに該当する情報である旨を証明した秘密情報については、受領当事者は、第2条に定める義務を負わないものとする。ただし、当該秘密情報が、個人情報である場合はこの限りではない。

(1) 既に公知、公用の情報

(2) 開示後、受領当事者の責によらず公知、公用となった情報

(3) 開示を受けたときに既に受領当事者が知得していた情報

(4) 開示を受けた後、正当な権限を有する第三者により秘密保持義務を負うことなしに受領当事者が入手した情報

(5) 受領当事者が開示された情報と無関係に開発、創作した情報

開示当事者の秘密情報の開示を要求する場合は、以下の措置を取った上で当該行政機関に通知することができる。

を遅滞なく書面で通知すること

れている部分についてのみ開示すること

秘密としての取り扱いが受けられるよう最

第2条（秘密情報の開示）

開示当事者は、開示を受けた秘密情報を本目的の範囲内で開示し、開示を受けた秘密情報は、開示を受けた秘密情報を開示した開示当事者の書面による事前の承諾を得ることなく本目的のために知る必要のある自己の役員および従業員ならびに弁護士・公認会計士など法的に守秘義務を負う

拡大表示もできます。

署名完了後：署名済文書の御案内のメールが届きます

メール件名：「電子署名完了のお知らせ」

メール差出元：「電子印鑑GMOサイン
<noreply@gmosign.com>」

① 事業者、自治体双方の署名完了後、上記の件名及び差出元の例に示したような電子署名完了のお知らせが、事業者及び自治体の双方に電子メールが届きますその内容は、右の記載例のとおりです。

② メールに記載の「ダウンロード」から電子署名が行われた契約書をダウンロードできます。

【御案内のメールの例】

電子印鑑なら
GMOサイン

株式会社〇〇
鈴木 太郎様

すべての手続きが完了しました。
署名完了文書ダウンロード画面より、ダウンロードして下さい。

ダウンロード

封筒：5050000111 電子契約サービス委託
文書：
・電子契約サービス委託
ダウンロード有効期間：14日間

契約書のダウンロード方法

① 「ダウンロード」をクリックしますと、右のような画面が表示されます。

② 再度「ダウンロード」をクリックして、電子署名済みの契約書のPDFデータをダウンロードして、保管してください。

③ 契約書を「ダウンロード」できる期間は、前述の「電子署名完了のお知らせ」のメールが到着してから、2週間です。期限を過ぎるとリンク先には、次のような画面が表示され、ダウンロードができなくなります。必ずダウンロードして保管するようお願いいたします。



3 電子署名の確認方法

電子署名の確認方法

【ダウンロードしたPDF上で確認】

○Adobe Acrobat Readerの署名パネルで「電子署名情報」と「タイムスタンプ情報」を確認できます。

【署名パネル】 署名パネルボタンを押すと表示されます。

Adobe Acrobat Readerの「署名パネル」ボタンをクリックして、「署名パネル」を開きます。

署名済みであり、すべての署名が有効です。

署名

すべてを検証

バージョン 1 : GMO Sign Dept. により署名済み

署名は有効です:

信頼ソース取得元 : Adobe Approved Trust List (AATL)

文書は、この署名が適用されてから変更されていません。

署名者の ID は有効です

埋め込みタイムスタンプが署名に含まれています。

署名は LTV 対応です

署名の詳細

理由: 氏名様 メールアドレス が2021-10-07 09:25:23 +09:00 JSTに承認しました

日時情報

署名の場所: 日本

証明書の詳細...

最終チェック日時: 2021.10.07 09:25:55 +09'00'

フィールド: FIELD_2336416_0 (不可視署名)

このバージョンを表示

バージョン 2 : SEIKO Timestamp Service, Accredited A2W03-008 により署名済み

署名パネル

すべての署名が有効です。

工期は次のとおりとする。

着手 : 契約成立の日又は工事許可日から 30 日以内

完成 : 着手の日から 日以内

引渡し: 完成の日から 日以内

第3条 (代金)

請負代金は金 円とし、乙は甲に対し次のように支払う。

契約成立時 金 円

引渡しの日 金 円

第4条 (注文者の負担)

建築に要する費用、材料、労力は甲が負担する。

契約期間内に予期することのできない法令の制定若しくは改廃又は経済事情の激変等によって、追加の費用又は原材料費が変動した場合の費用は甲が負担するものとする。

ただし、乙が代金支払期日を遅延した事によって生じた価格変動分は乙が負担するものとします。

第6条(危険負担)

天災その他自然的又は人為的な事象であって、発注者又は受注者のいずれにもその責めを備することのできない事由によって生じた損害は乙の負担とする。

契約書(原本)

4 困ったときは

問合せ先

不明な点は、お問い合わせください。

【電子契約サービスの操作、不具合等に関する質問】

■電子印鑑GMOサイン 運営事務局

- ・電話番号 03-6415-7444(ヘルプデスク)
- ・受付時間 10:00-18:00 (土日及び祝日は除きます。)
- ・メールアドレス sales@cs.gmosign.com
- ・お問い合わせフォーム <https://www.gmosign.com/form/>

GMOサイン

検索

